

気象警報発令時及び地震発生時等の対応について

- 1 気象警報発令時（特別警報・大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）
 - (1) 午前6：30の時点で、三田市に気象警報が発令された場合は、休校とします。
三田市以外から通学している児童生徒の居住地で気象警報が発令された場合は、当該地域の児童生徒は公欠とします。
 - (2) 午前6：30以降、気象警報が発令された場合、以下の通りとします。
 - ①午前8：45までに、気象警報が発令された場合、休校とし、スクールバスには乗車できません。
スクールバスに乗車後、警報が発令された場合、学校まで保護者でお迎えをお願いします。
 - ②自力通学生及びバス停自力生に関しては、保護者に連絡をとり、個別に対応します。
 - (3) 登校後、午前11：30までに気象警報が発令された場合は、午後1：20下校とします。
但し、時間を早めて下校することが危険だと判断した場合は、午後3：00下校とします。
 - ①担任が各家庭に連絡し、連絡がつかない場合、児童生徒は学校で待機します。
 - ②スクールバス通学者でバス停への迎えがない場合は、児童生徒は学校へ戻り、待機します。
 - ③バス停自力通学生は、バス停まで保護者が迎えに来てください。
 - ④自力通学生で保護者に連絡がつかない場合は、個別に対応します。
 - (4) 登校後、午前11：30以降に、気象警報が発令された場合は、午後3：00下校とし、(3)①～④と同様の対応になります。
- 2 交通機関等が大雨や積雪、災害のため運休している場合は、休校とする。
- 3 地震発生時
 - (1) 登校前
兵庫県南東部に震度5弱以上の地震が発生した場合は、休校とします。
 - (2) 登校後、震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校になります。
また、震度4以下の地震の場合は、通学路の安全を確認した上で通常下校となりますが、状況により個別に対応します。
- 4 その他
台風等が接近するなど、翌日の登下校に大きな影響が予想される場合は、児童生徒の安全面を考慮して、前日に翌日を「休校」と判断する場合があります。この場合は予めお知らせ文書を配布します。その場合は、翌日に気象警報等が発令されなくても「休校」とします。